

平成 25 年 11 月 22 日 開会

平成 25 年度 第 9 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 25 年度 第 9 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時	平成 25 年 11 月 22 日 午後 4 時 00 分から午後 4 時 44 分			
1 場 所	紫波町中央公民館			
1 出席委員	委員 長	高 橋 榮 幸	君	
	職務代理	佐 藤 秀 道	君	
	委 員	松 川 久 美	君	
	委 員	森 田 英 仁	君	
	教 育 長	佐 美 淳	君	
1 説 明 員	教育部長	小田中 健	君	
	学務課長	森 川 一 成	君	
	生涯学習課長	高 橋 正	君	
	学校給食センター所長	新井田 友 子	君	
	学習推進室長	谷 地 和 也	君	
	学務室長	中 田 秀 男	君	

付議事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 1 号  
総合計画実施計画（平成 26 年度～28 年度）について
- 日程第 3 議案第 1 号  
消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について

議事の概要

（開会 午後 4 時 00 分）

- 高橋委員長  
これより会議を開きます。  
本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。  
本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配布されているとおりでございます。  
それでは、ただ今から平成 25 年度第 9 回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。  
日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。
- 佐美教育長  
（平成 25 年度第 8 回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
- 高橋委員長  
日程第 1、「会期の決定について」を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今定例会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

- 高橋委員長  
異議なしと認めます。  
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
  
- 高橋委員長  
次に、日程第2、報告第1号「総合計画実施計画（平成26年度～28年度）について」を議題といたします。  
提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長  
報告第1号、「総合計画実施計画（平成26年度～28年度）について」であります。  
総合計画につきましては、毎年度見直しを行いながら、3カ年ごとの実施計画を策定し、事務事業を実施しているところであります。この度、平成26年度から28年度までの新しい実施計画について財政当局との協議が整いましたので報告するものです。  
なお、平成26年度の教育委員会の当初予算につきましては、当該実施計画の内容を踏まえ予算編成を行うこととなります。  
各課の実施計画の主な内容につきましては、各担当者が説明をいたします。
- 中田学務室長  
学務課関係の実施計画を説明いたします。事業実施計画シートをご覧ください。  
2ページ、「ワン・バイ・ワン・サポート事業」であります。岩手大学の学生が各小中学校を訪問し、学習面、生活面の指導の支援をいただいております。現在、日詰、古館、赤石の各小学校、紫波一中、紫波三中に延べ276人が支援に入っています。今後とも引き続き継続してまいります。  
3ページ、「スクールヘルパー等配置事業」です。複式指導講師も含まれております。平成25年度はスクールヘルパー13人、複式学級指導員4人を配置しております。平成26年度は、スクールヘルパー13人、複式学級が増える見込みであり6人の配置を計画しております。  
6ページ、「小中学校外国語指導事業」で、小学校のALT、1名分の人件費です。ただし、1名で小学校11校を担当するのは困難な状況となっております。また、中学校のALTも、紫波第一中学校の学級数が非常に多いため、時数の確保が十分でない状況にあります。したがって、予算編成においては、2名の配置を要望しサポート体制の充実を図りたいと考えております。  
11ページ、「紫波第二中学校プール改築事業」です。昭和42年に建設され非常に老朽化が進んでいます。26年度設計、27年度改築工事の計画です。  
12ページ、「上平沢小学校プール改築事業」です。昭和39年に建設されております。27年度設計、28年度改築工事の計画です。  
13ページ、「赤沢小学校プール改築事業」です。昭和48年に建設されております。28年度設計、29年度改築工事の計画です。  
プール改築工事は、文科省の交付金事業を活用しますので、国、町の財政状況等により計画の変更も見込まれます。  
14ページ、「学校施設営繕事業」です。26年度以降の主な事業として、校舎・屋内運動場の屋根塗装を実施する予定です。

16 ページ、「教育用情報機器整備事業」です。パソコンを小学校に 345 台、中学校に 148 台を配置しております。26 年度以降も継続の予定ですが、タブレット PC 等への移行も見据えながら、パソコンの更新時期にあわせ整備計画の見直しも必要と考えております。

17 ページ、「学校校務用情報機器整備事業」です。教職員の校務用パソコンを小学校に 190 台、中学校に 86 台配置し、学校と教育委員会をネットワークで結び、事務処理、情報交換を行っております。

22 ページの 2、「スクールバス購入事業」です。計画では 26 年度に赤沢小学校スクールバス・平成 5 年式の更新、27 年度に紫波二中スクールバス 1 号車・平成 7 年式を更新する予定としておりましたが、赤沢小学校のスクールバスについては、町議会 12 月定例会において前倒しで補正予算化し、本年度内の納入の予定としております。

23 ページ、「児童・生徒大会参加費補助金」です。各学校のクラブが県大会以上に参加した場合に、必要経費の 2 分の 1 を補助しておりますが、毎年の大会の参加状況により増減するものです。

30 ページ、「学級経営向上事業」です。内容はハイパー Q U 調査ですが、児童生徒がクラスに居場所があるか、いじめなどを受けていないか、友人、学級との関係はどうなのかなど、学級経営全体を把握するものです。本年度から取り組んでおりますが、今後継続実施する予定です。

学務課関係は以上です。

○ 新井田給食センター所長

学校給食事業の 1 ページ、ボイラーの配管替えです。今年度設計が終了しており、26 年度に配管替えを計画しております。27 年度以降は定期清掃、性能検査となっております。

2 ページは、浄化槽関係の維持管理事業です。毎年、定期保守管理をしております。27 年度に調整ポンプ槽の取り替え、配管の修繕を計画しておりましたが、最近ポンプ槽の亀裂、ポンプ 1 台が故障していることが発見され、急きょ 12 月議会で補正予算化し修繕することとなりました。

給食センターは以上です。

○ 谷地学習推進室長

生涯学習課関連事業について説明いたします。

1 ページ、「教育振興運動事業」です。

今年度より、家庭学習の充実と子どもの科学する心を育むことを目的とした、しわっ子サイエンス教室を実施しておりますが、それをさらに拡充する事業として、平成 26 年度から宇宙の学校を計画しているものです。「宇宙の学校」とは、数カ月おきに行われる工作や実験と、家庭学習を親子で一緒に取り組む内容となっております。教育振興運動の岩手県共通課題である家庭学習の充実に資するものです。

3 ページ、「地域ボランティア支援事業」です。読み聞かせボランティアの研修会については、平成 26 年度以降も引き続き実施し、読書感想文コンクール等を合わせながら、教育振興運動の県共通課題である読書活動の推進に取り組んでいきたいと考えております。

6 ページ、「公民館改修事業」です。平成 26 年度には古館公民館の改修を計画しております。当該施設につきましては、平成 22 年に集会施設を建設いたしま

したが、旧館と新館の接続がされていないことから、不具合等ありまして整備しようとするものです。内容といたしましては旧館と新館の接続及び調理実習室の拡充でございます。また、平成 28 年度までの予定で、中央公民館の一部資料展示施設としての利用や、改装について詳細の内容を検討していく計画としております。

12 ページ、「埋蔵文化財発掘調査事業」です。平成 26 年度は、今年度実施いたしました、赤石幼稚園の事業による比爪館跡の発掘調査に係る整理及び報告書の作成と、高水寺城跡の報告書の作成が主な内容となっております。

14 ページ、「埋蔵文化財保護啓発事業」です。文化財の資料展示については、平成 26 年度以降も引き続き実施して保護・啓発に努めてまいりたいと考えております。また、あらたに平成 26 年度からは事務局で保存しております、古文書などの歴史資料のデジタル化・整理作業を行なう計画としております。

15 ページ、「野村胡堂・あらえびす記念館運営事業」です。平成 26 年度は記念館の開館 20 周年にあたっております。記念式典と合わせまして、今年度より胡堂顕彰出版事業として準備を進めております図書の出版を予定しております。

23 ページ、「自転車競技場等整備改修事業」です。平成 26 年度には自転車ロードレースコースの拠点整備といたしまして、自転車専用コース、駐車場、トイレ等の整備として 1 億 4 千 9 百万円程を計上してございまして、平成 27 年度の国体リハーサル大会及び平成 28 年度の本大会に向け整備を図ろうとするものです。

24 ページ、「岩手国体自転車競技開催準備事業」です。平成 26 年度から平成 28 年度まで国体の町の実行委員会の運営経費として総額で 2 億円、平成 27 年度にはリハーサル大会の運営経費として 3 千 8 百万円程、平成 28 年度には本大会の運営経費及び仮設設備整備費として 1 億円程を計上しているものです。

生涯学習課関係は以上です。

- 高橋委員長  
ただ今、報告第 1 号について説明がありましたが、このことについて何かご質問等はございませんか。
- 佐藤委員  
紫波町には一般開放できるプールがありませんが、どのような条件であれば国の補助を活用し建設できるものか、調べる余地は無いものかお尋ねします。
- 森川学務課長  
学校のプールは、児童生徒用に作るという目的で補助をいただいておりますが、学校で使用しない時間帯に貸し出すことはできます。
- 高橋生涯学習課長  
水泳協会に貸し出し、町の水泳大会を開催しております。一般的には貸し出しは可能ですが、巡視員など管理上のことを考えると学校にはお願いはできませんので、その仕組みを考えることが必要になります。実態としては貸し出しを行っておりません。
- 松川委員  
給食センターのボイラーの工事ですが、普段の給食の提供に影響はないものでしょうか。
- 新井田給食センター所長  
工事は、夏休みの期間に終了するようにします。また、普段の給食の提供に影響が無いように実施していきます。

- 松川委員
 

以前、一中学区のスクールバスのお話を聞いたことがあるのですが、通学のための補助制度はあるのでしょうか。公共交通機関が無い学区の中で、そのような話が出てきてはいないのでしょうか。
- 佐美教育長
 

補助はありません。ポイントだったのは古館の4号線の旧国道のあたりが、冬場一番通学が大変です。今、組合を作りお金を出し合って1台バスを借り切っています。人数が多くなればなるほど安くなります。会員の定期を買い、古館バスとして続いています。
- 中田学務室長
 

交通費の補助の関係ですが、制度としては就学援助の認定を受けている児童生徒で、公共交通機関を使用し通学している場合に一定の援助費が支給されますが、紫波町では該当が無い状況です。
- 高橋委員長
 

その他、何かありませんでしょうか。  
 (「なし」の声あり。)  
 それでは、報告第1号につきましては、以上のとおりであります。
- 高橋委員長
 

次に、日程第3、議案第1号「消費税法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について」を議題といたします。  
 提案者の説明を求めます。
- 佐美教育長
 

議案第1号、「消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案の意見聴取について」であります。  
 消費税法等の改正により、来年4月から消費税が5%から8%に引き上げられます。これに伴い、教育に関する事務の関係条例に規定する教育施設等の使用料の改訂及び条文の所要の整理が必要になっております。  
 この度、当該条例案を町議会定例会12月会議に議案として提出するため、町長から意見を求められたものです。詳細は、生涯学習課長が説明をいたします。
- 高橋生涯学習課長
 

「議案第1号 消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」の意見徴収についての補足説明をさせていただきます。  
 本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、平成25年紫波町議会定例会12月会議において、「消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例案」の上程が予定されており、町長から意見を求められております。  
 本案の内容ですが、教育委員会が所管する学校教育施設及び社会教育施設並びに社会体育施設の使用料等の額に、消費税増税分の3%を加算するものです。  
 教育委員会に該当する条例案です。1ページにお進みください。紫波町学校施

設使用料条例の一部改正、2ページの紫波町公民館条例、3ページの紫波町立都市公園条例の第6条の2で定める有料公園施設の紫波運動公園に関する使用料、5ページに掲げる紫波町農林業研修集会センター条例、7ページに掲げる紫波町スポーツ施設条例の総合体育館及び多目的スポーツ施設、通称「サンビレッジ」、9ページの紫波町交流公園条例の占用料の使用料について改正を行うものです。

次に、使用料改定に伴う算定方法ですが、現行の使用料から、5%分の消費税を除いた使用料原価を基に、平成26年4月から施行される8%分の消費税を加えて、円未満は切り捨てとしております。なお、現行条例で消費税を加算した使用料のうち、紫波町公民館条例、紫波町立都市公園条例、紫波町スポーツ施設条例については10円未満を切り捨てるとしています。また、紫波町学校施設使用料条例については、現行は円単位での徴収となっておりますので、改正案についても従前の例によっております。

施行期日は平成26年4月1日です

なお、経過措置として、4月1日以前に許可を受けた者の使用料については現行の使用料を徴収するものです。

以上が消費税法等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明でございます。

- 高橋委員長  
これより質疑に入ります。  
ただ今、議案第1号について説明がありました。ご質問等ございませんでしょうか。
- 松川委員  
金額ですが税込で表示しなければならないものですか。外税、税抜きの表示はできないものですか。
- 高橋生涯学習課長  
当初、消費税3%導入の際は、内税、外税の表示で、100分の103というのが許されました。5%に値上がりになった当初は、それぞれ外税、内税表記で良いということでしたが、2年ほどしてから総額表示制ということができて、一般のお店に行くと、必ず税抜き、税込みでも、必ずいくらかという表示を行っていません。今回、基本的には税法の改正によって総額表示が義務付けられておりまして、今回の改正に伴って2年後に改正される8%を考えて、特例措置として今回は100分の108を加えてという表記が許されることになりましたが、私どものほうでは次回も10%になるということで総額表示の取り扱いといたしました。
- 高橋委員長  
他にないでしょうか。  
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長  
それでは質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。  
議案第1号、「消費税法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例案の意見聴取について」は、原案に同意することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり。)

- 高橋委員長  
異議なしと認めます。  
よって議案第1号は、原案に同意することに決定いたしました。  
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。

続いて、その他に入ります。  
事務局から説明願います。

(事務局からの事務連絡等)

- ・紫波町議会定例会 12月会議一般質問(5人)について(小田中教育部長)
  - ・次回会議の日程調整について(中田学務室長)
- 調整結果：平成25年12月20日(金)午後4時

- 高橋委員長  
その他、皆さんから何かございませんか。  
(「なし」の声あり。)

- 高橋委員長  
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成25年度第9回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後4時44分)